

議案第 3 号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2 月 18 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「市立高等学校」の次に「又は川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「市立高等学校等」という。）」を加え、同項第2号及び第3号中「生徒等」を「生徒」に改め、同項第4号中「市立高等学校」を「市立高等学校等」に、「生徒等」を「生徒」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市立高等学校の教諭等が川崎高等学校附属中学校の管理下において非常災害時等の緊急の業務等に従事する場合に教員特殊業務手当を支給することとするため、この条例を制定するものである。